



# NPO法と地域社会

北海道地域農業研究所

事務局長 高橋 智

NPO法（特定非営利活動促進法）が昨年三月一九日に成立し、一二月一日から施行されることとなつた。日本においても阪神・淡路大震災のボランティア活動が注目を集め、その後さまざまな市民活動が活性化してきた。このような社会背景の中で、NPO法が施行され、ボランティア団体等が、ようやく法人として社会活動が可能となつた。今のところ、この法施行に対する世間の関心度が今一つ弱いと言われているが、それでもその社会的意義は大きく、今後この法律の有効活用が期待されている。

ここでこの法律の内容を概観すると、まず非営利活動を一二種類に限定（特定）し、法で定める活動範囲で社員（構成員）が一〇名以上集まり、法律で定めてある「認証」要件を満たして所轄都道府県に設立申請

すると「認証」されること、資産による制限は一切なく、役員の中で報酬を受ける者は、役員総数の三分の一以下に制限されている。

一方、議員立法で成立したこの法律も、当初「市民活動促進法案」であったものが、審議過程で「市民活動」を「特定非営利活動」に変更され、「非営利活動」という実務家にとって面倒な判断が伴い、課税上の優遇措置もなく、申請時に暴力団等の組織を如何に排除するか等の問題点の指摘もあるが、同時にこの法律が施行後三年以内に検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずることになっているのも、大きな特徴と言える。併せて法案審議の中で、民法三四条の公益法人を含め、営利を目的としない法人制度を今後総合的に検討するとの付帯決議がなされたのも、注目しなけ

ればならない。

そもそもNPO（非営利組織）が何故発生したのか、又その意義等については様々な議論があり、このことについての検討も勿論重要だが、ここでは施行後の活用や影響を考えてみたい。

例えば、現在どの地域にとつても課題となっている高齢者福祉活動や、地域活性化問題を考えるとき、この課題解決には、行政や関係機関の活動を補完する木目細かなNPO活動が伴うなら、より良い効果を期待できると容易に想像できるであろう。

もとよりこのNPO活動は、内容によっては行政の支援なしでは困難を極めるであろうし、また地域社会への貢献では、当然協同組合との連携もクローズアップされる。実際NPOと協同組合との連携の必要性については、既に多く論じられており、端的に言えばアメリカでは「共益」を目的とする協同組合と、「公益」をそれとするNPOとはフイールドが違うとする見方が一般的だが、これに対してもヨーロッパでは、幅広くNPO・協同組合を集合体（非営利セクター）として第三の経済主体に位置づけ、育成していると言える。

日本の今回のNPO法は、アメリカ型の考え方による法律となつたが、今後はヨーロッパ型の思想が世界で大勢を占めるであろうとする見方が優勢である。現実

に目を向けると、協同組合は協同組合原則に、新たに「地域社会への係わり」を加え、自らの活動指針としたところである。それは人的結合体の協同組合が組合員のワクを越え、地域に住む人々の結び付き、人々の交流を通じて地域社会を形成するため、その活動主体となろうとするものであり、これは明らかに、NPO活動目的と共通する部分がある。

この場合のその地域社会は、「人と人の繋がりを基礎とした生命の再生産の場」を目指し、そこでは、コミュニティの価値を経済の価値より上におき、市場優先主義経済の反省のもとに、人間の社会生活に適合的な経済を追求されることになるであろう。

協同組合が様々な事業とともに、この様な取り組みを進めるのであるなら、地域コミュニティを基盤に組織化が必要であり、これもNPOとの共通基盤である。そうであるなら、地方自治体・協同組合ともに自らが支援の中心となつてNPOを育成し、それと積極的に連携することが今後の検討課題となると考えられる。

NPO法の施行を契機に、住み良い地域社会の形成に向かってNPOと相連携して前進することを期待する。